

第1章 保存活用計画策定の沿革と目的

第1節 計画策定の沿革

(1) 指定と保存管理計画の策定

宇佐神宮は、大分県宇佐市に所在する。全国に4万余社あるといわれる八幡宮の総本社で、年間100万人以上の参拝客が訪れる大分県でも有数の観光地の一つである。

史跡宇佐神宮境内は、昭和45年3月に国の史跡に指定するのが適当であるとの答申が、文化財保護審議会長より文部大臣になされ、そのち土地所有者との協議、地形測量図の作成等が行われ、史跡指定の官報告示が実現したのは、昭和61年2月25日のことであった。

また、この間、本殿が鎮座する小桜山周辺では、市街地に近い場所にもかかわらずイチイガシを優占種とする社叢が良好な状態で残されていることが評価され、昭和52年4月12日に天然記念物宇佐神宮社叢の指定がなされた。

史跡宇佐神宮境内を構成する弥勒寺跡については、古くは昭和29年から同35年にかけて大分県教育委員会（以下、県教委）による発掘調査が実施され、「弥勒寺遺跡」として報告が行われた。また、昭和56年からは宇佐神宮宝物館等の建設に伴う発掘調査が実施され、その後、同63年まで継続的に調査が行われた。その調査の成果は、『弥勒寺跡』（平成元年刊行）で報告された。

史跡宇佐神宮境内の指定面積は567,927.3m²（宇佐神宮地区341,300.92m²、御許山地区226,626.38m²）と広大であり、史跡内には国宝「宇佐神宮本殿（3棟）」をはじめとする多数の文化財を内包している。

宇佐神宮地区の大部分は宗教法人宇佐神宮（以下、（宗）宇佐神宮）の境内地として宗教活動等に利用され、史跡南側の宮迫地区では絵図にも記された3つの道を中心とした区割りの中で地域住民が生活する。このように、史跡指定地内の大部分は現在でも様々な用途に使用されており、「生きた史跡」としての様相をもつ。史跡内の構成要素を抽出し、保存管理の方針を示すために、史跡指定後の平成4（1992）年に『史跡宇佐神宮保存管理計画』（以下、保存管理計画）が策定された。

（2）天然記念物宇佐神宮社叢の現況調査

史跡の保存管理計画のなかでは、天然記念物宇佐神宮社叢についてはわずかにふれられたのみであった。

平成3年に発生した台風19号と同5年に発生した台風6・7号により、史跡内の建造物や天然記念物宇佐神宮社叢の樹木等が多大な被害を受けた。宇佐市教育委員会は被害状況と修復工事の概要について記録するため、『史跡宇佐神宮境内保存修理（災害復旧）事業概要報告書』を作成した。

また、台風19号の被害を契機に、宇佐神宮と大分県が中心となって一部区域の植生調査を実施し、「天然記念物宇佐神宮社叢の保存管理についての指針」（以下、管理指針）が策定され、以後、この指針にもとづいて社叢の維持管理がなされてきた。近年、「宇佐神宮社叢」に関して、樹木の幹折れや台風等の自然災害に伴う落枝による社殿のき損や参拝者の安全確保、さらには竹の侵入や獣害対策等の課題が顕著となっていた。これらの課題を解決するため、神宮社叢内における樹木の植生状況等の現状の把握が必要となった。そのため、平成28、29年度に緊急調査事業を実施し、『天然記念物宇佐神宮社叢緊急調査報告書』（以下、社叢報告書）を刊行した。

第2節 計画策定の目的

上記のとおり、平成4年の保存管理計画は史跡を中心とするもので、天然記念物宇佐神宮社叢については、管理指針及び社叢報告書にもとづいて保存管理がなされてきた。計画策定から30年近くが経過しており、「生きた史跡」であるが故の宗教法人としての活動や周辺住民の生活環境の変化といった、現状と齟齬が生じている部分も見受けられる。また、策定時は弥勒寺跡以外での発掘調査はほとんど行われておらず、史跡内の埋蔵文化財に関する保存方針は定められていなかった。近年、(宗)宇佐神宮の実施した現状変更行為に伴う確認調査を実施しており、地下の遺構に対する所見が増加している。さらに言えば、社叢樹木からの落枝による建造物のき損といった問題を防ぐための、天然記念物と史跡の関係性の整理も喫緊の課題である。

社会情勢も大きく変化しており、文化財の保存のみでなく、活用も広く求められるようになった。史跡及び天然記念物も例外ではなく、保存と活用を両立させるためには、普及・啓発に係る史跡等の整備が必要となる。

これらの課題を解決するために、史跡の保存管理計画書の刷新及び天然記念物の保存管理計画書の策定を行う必要があるが、後者は史跡の中核部をなす宇佐神宮地区の宗教的・文化的空間を作り立たしめる不可欠の「社叢」であり、一体不可分の関係にあること、境内地が史跡指定された社寺のうち天然記念物指定の社叢を有する社寺は宇佐神宮が唯一の事例であることをふまえ、同一の委員会において議論し、両者を統合する一冊の保存活用計画書とすることとした。

第3節 計画の範囲

本計画では史跡宇佐神宮境内の指定地（宇佐神宮地区：341,300.92m²、御許山地区 226,626.38m²）、天然記念物宇佐神宮社叢の指定地（93,337m²）のみでなく、史跡指定地周辺に所在する宇佐神宮に関連する文化財の分布、現地の地形や構造物等を基準として、保存活用に関する範囲として計画範囲とする。

なお、計画範囲周辺で新たな文化財の発見といった知見が得られた場合、本計画の改訂等に合わせて計画範囲についても適宜修正を図る。

具体的な範囲は図1-3-1、図1-3-2、図1-3-3に示す。概要は下記のとおり。

宇佐神宮地区周辺

寄藻川を挟んで北西側から北側に広がる小盆地は、かつて宇佐宮中とも呼ばれた地域である。国道10号線より北には、宇佐宮の大宮司を務めた到津家の菩提寺である大乗寺や大分県最古の臨済宗寺院である円通寺等の寺院、宇佐神宮の重要な祭事の一つ放生会に関連する百体神社と化粧井戸がある。百体社付近から宇佐神宮の奥橋まで延びる直線道は、勅使街道と呼ばれた古道であり、現在でも生活道として利用されている。勅使街道沿いにある「藤田遺跡」は平安時代から室町時代にかけての集落で、宇佐宮大宮司の公邸とされる「社務宿館」の可能性が高い。対象範囲の大部分は宇佐町遺跡・宇佐神宮境内遺跡等の周知の埋蔵文化財包蔵地として保護の措置が取られているほか、宇佐市景観計画における景観形成重点地区にもなっている（図1-5-1）。

史跡指定地東側にある大尾山から東に広がる丘陵地の一部は、「宇佐神宮境内遺跡」として周知の埋蔵文化財包蔵地となっている。

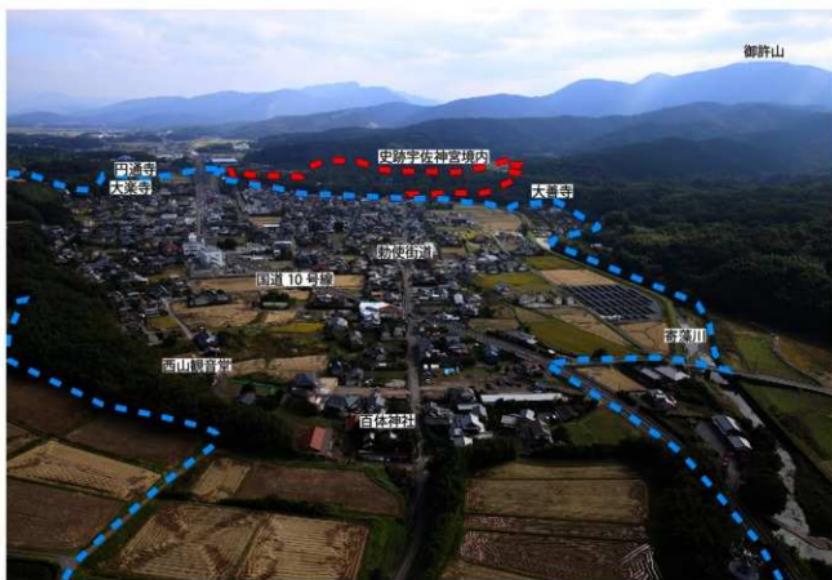
今回、保存活用に関する範囲としては、西側は化粧井戸西側の里道と水路、北側は化粧井戸付近から円通寺の境内地までの丘陵部分、東側は大尾山の東側にある金ノ手上池と金ノ手下池までの道路と御許山正参道（通称：御許古道）、南西側は寄藻川左岸から大善寺付近、南東側は宮迫地区南東の水田と林道御許線の入口付近をそれぞれの境界として設定する。

御許山正参道（通称：御許古道）

大尾山から御許山まで延びる道路（一部未舗装）は、宇佐神宮から御許山までの参道であり、国東半島まで続く「峰入りの道」の一部として歴史の道百選にも選ばれた（令和元年選定）。正参道の大部分は林道御許線として利用される。宇佐神宮地区と御許山地区を一体的にとらえ保存活用を図るために、御許正参道全域を保存活用に関する範囲として設定する。

御許山地区

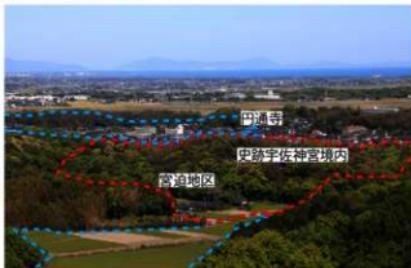
史跡指定地を中心に、御許山全域が「御許山」として周知の埋蔵文化財包蔵地になっている他、山頂の一部を除く範囲の大部分が国有林である。保存活用に関する範囲は、西側は林道御許線、北側は国有林境界、東側は史跡指定地の北東にある溜池から延びる水路、南側は林道御許線と正覚寺方面からの登山口をそれぞれの境界として設定する。



保存活用に関する範囲 宇佐神宮地区（百体神社上空から宇佐神宮方向）



保存活用に関する範囲 宇佐神宮地区
(百体神社上空から化粧井戸方向)



保存活用に関する範囲
(御許山正参道から宇佐神宮地区方向)

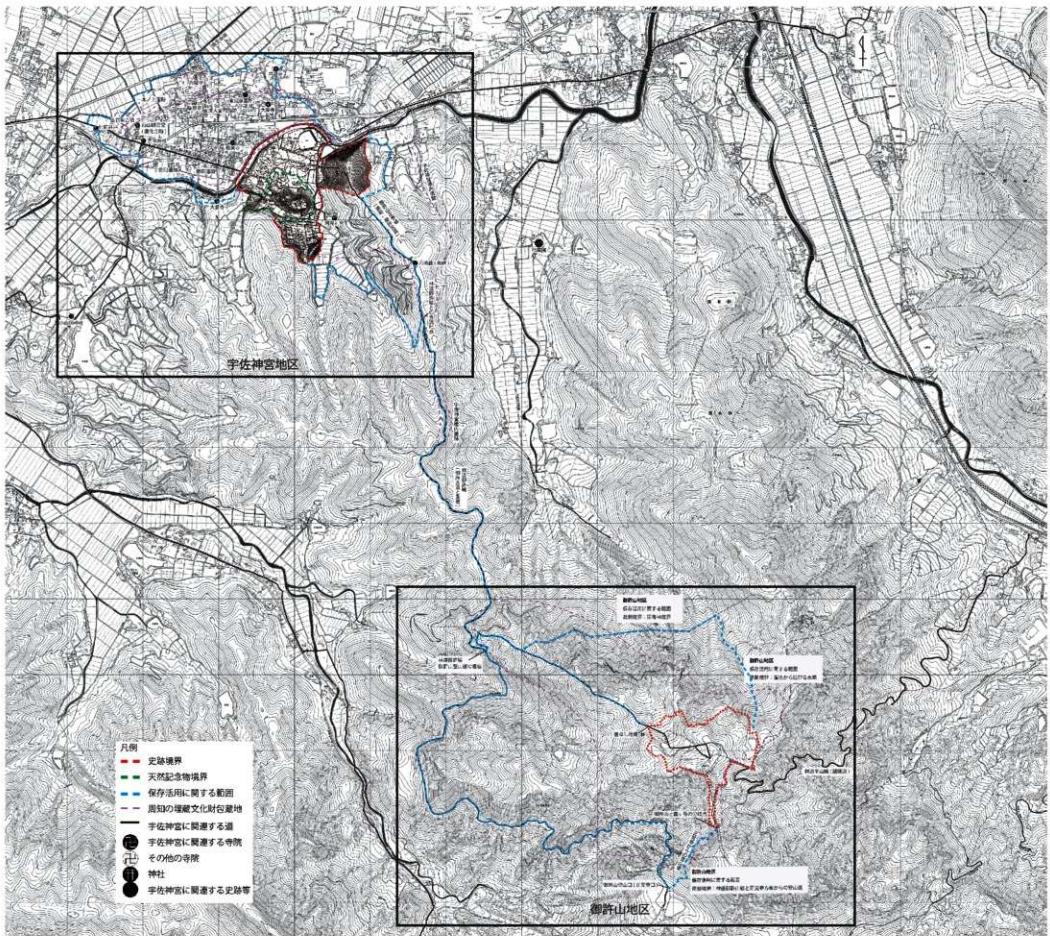


図 1-3-1 計画対象範囲図（全体、S=1/25,000）

(この成果品は、大分県知事の承認を得た森林資源情報データから作成したものである（承認番号3-10号 令和3年3月31日）



保存活用に関する範囲 西側



西山觀音堂



歴成墓所



円通寺



保存活用に関する範囲 北側



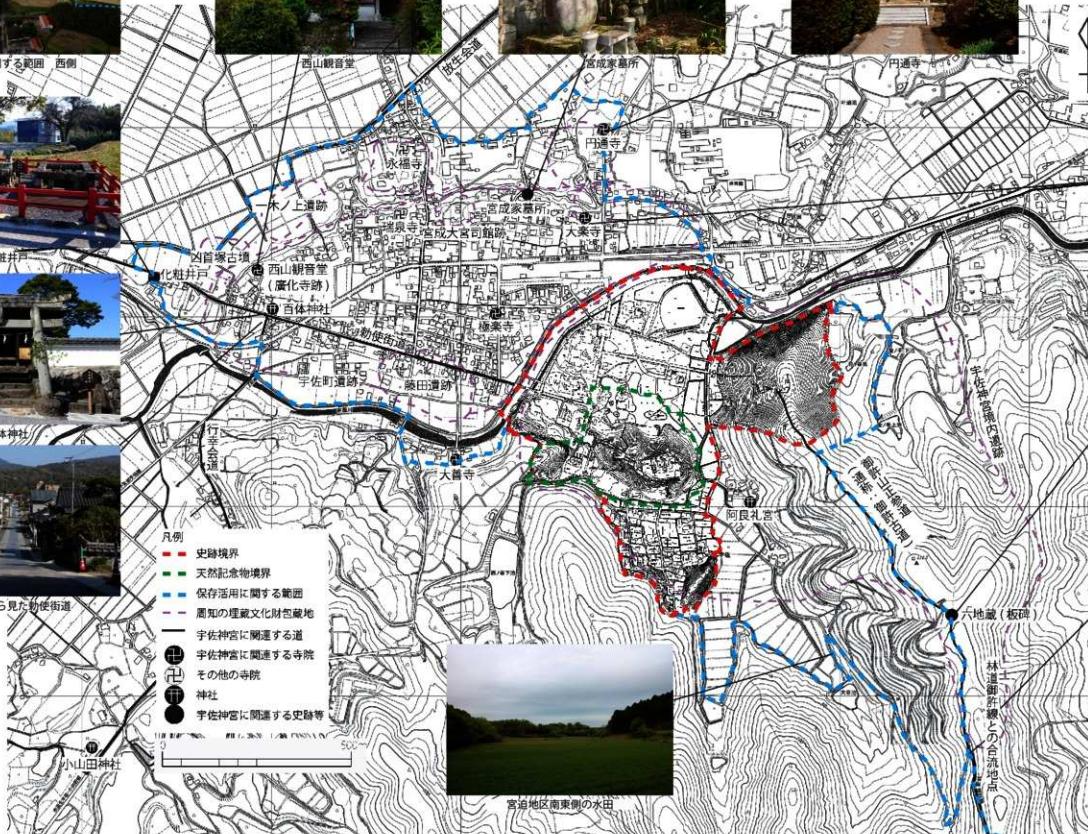
化粧井戸



百体神社



百体神社から見た勤使街道



宮迫地区南東側の水田



大乗寺



御許古道沿いの六地蔵(板碑)



林道御許門入口



保存活用に関する範囲 南側

図 1-3-2 計画対象範囲図 (宇佐神宮地区、S=1/10,000)
(この成果品は、大分県知事の承認を得た森林資源情報データから作成したものである (承認番号3-10号 令和3年3月31日))

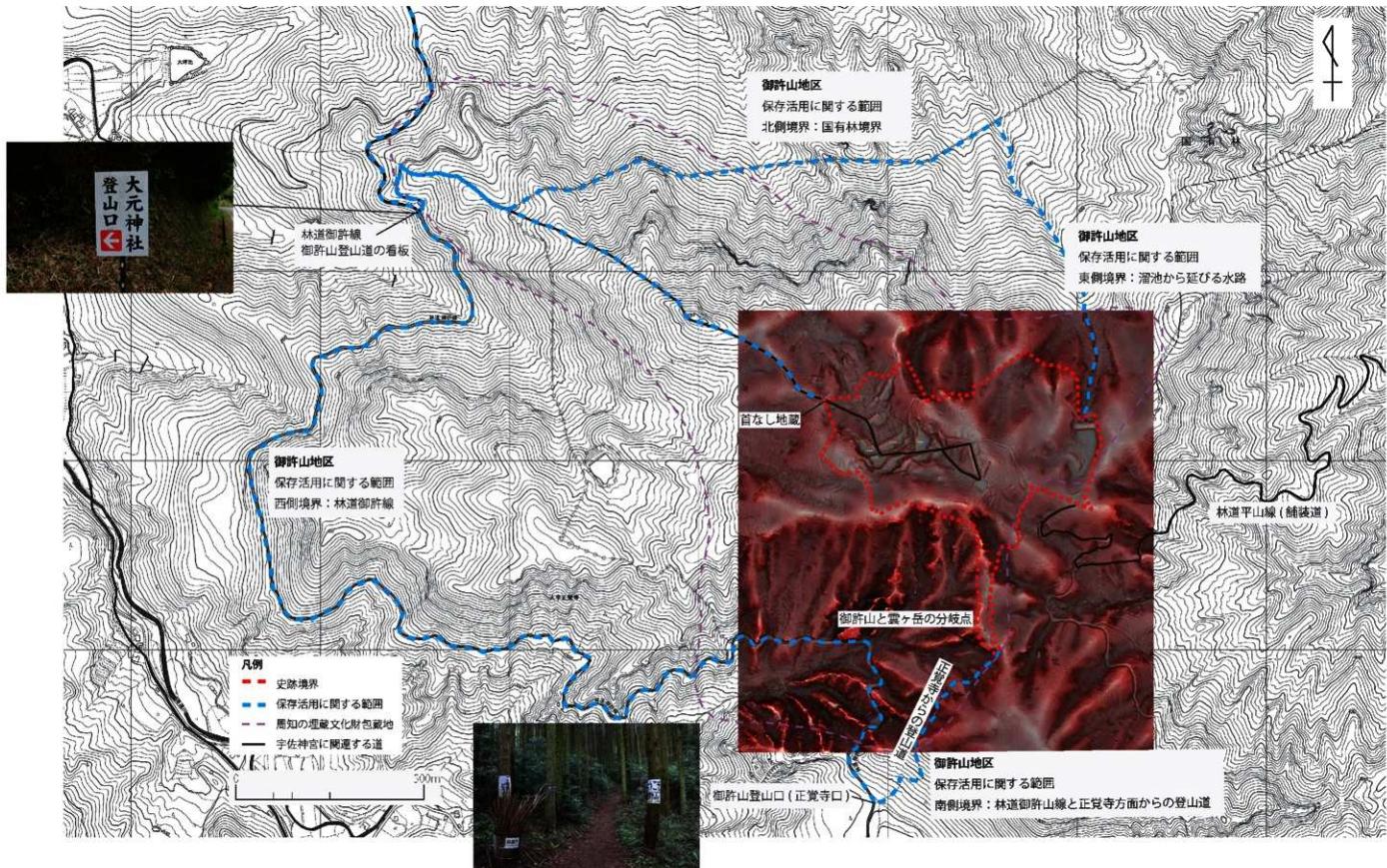


図 1-3-3 計画対象範囲図 (御許山地区、S=1/10,000)
(この成果品は、大分県知事の承認を得た森林資源情報データから作成したものである (承認番号 3-10 号 令和3年3月31日))

第4節 委員会の構成と経過

(1) 委員会の構成

本計画の策定にあたっては、「史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会」(設置要綱は巻末資料に掲載)を設置し、指導・助言を受けた。委員会の構成は下記のとおりである。

史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画策定委員会(委員の役職は計画策定期点)

委員長	飯沼 賢司	(別府大学学長)
副委員長	武末 純一	(福岡大学名誉教授)
委員	伊東 龍一	(熊本大学教授)
委員	須股 博信	(日本植生学会会員)
委員	小野 健吉	(大阪観光大学教授)
委員	佐藤 正知	(元文化庁記念物課史跡部門主任調査官)
委員	永弘 健二	(元宇佐神宮権宮司)
委員	北 新	(宮迫地区区長)
委員	林田 秋吉	(正覚寺地区代表)
委員	永松 徳章	(日足地区区長)
委員	大久保 博範	(宇佐神宮権宮司)
委員	上田 誠之	(宇佐市教育委員会教育次長)

オブザーバー

文化庁文化財第二課	浅野 啓介	(文化財調査官(史跡部門))
	田中 厚志	(文化財調査官(天然記念物部門))
大分県教育庁文化課	佐々木 直	(平成31年度)
	井 大樹	(平成31年度～令和2年度)
	平川 肢	(令和3年度)
	佐藤 信	(同上)

事務局

宇佐市教育委員会	佐藤 良二郎	(社会教育課長、平成30年度)
	メ野 勝教	(社会教育課長、平成31年度～)
	川谷 浩	(社会教育課文化財係総括、平成30年度)
	矢野 貴晃	(同上、平成31年度～令和2年度)
	川上 愛	(同上、令和3年度)
	弘中 正芳	(社会教育課文化財係)
	甲斐 安寿生	(同上)
	中野 秀俊	(同上、平成30年度～令和2年度)
	矢部 翔平	(同上)
	膳所 和貴	(同上、令和3年度)
	池田 栄一	(同上)

(2) 計画策定の経過

本事業は、宇佐市が文化庁からの補助金を受けて平成30年度から令和3年度にかけて実施した。策定までの経過を時系列順に列記する。

平成30(2018)年	4月～	史跡内の現状、課題等の整理
平成31(2019)年	3月	史跡宇佐神宮境内(宇佐神宮地区)航空測量実施 心坊石垣オルソ画像作成(SfM/MVS法による計測)
令和2(2020)年	1月	史跡宇佐神宮境内(御許山地区)航空測量実施
	3月 25日	第1回 策定委員会
	12月 7日	第2回 策定委員会
令和3(2021)年	2月 9日	第3回 策定委員会
	6月 7日	第4回 策定委員会
	11月 29日	第5回 策定委員会
令和4(2022)年	1月 25日	第6回 策定委員会
	3月 6日	『史跡宇佐神宮境内・天然記念物宇佐神宮社叢 保存活用計画』(案)を 宇佐市教育委員会に付議
	3月 15日	『史跡宇佐神宮境内・天然記念物宇佐神宮社叢 保存活用計画』印刷製本



第1回 策定委員会



第1回策定委員会後の現地視察



御許山地区の現況確認調査



御許山地区の現況確認調査



第2回 策定委員会



第3回 策定委員会



第3回 策定委員会(リモート実施の状況)



第6回 策定委員会

第5節 他の計画との関係

(1) 宇佐市総合計画(計画期間：平成27年度～令和6年度)

宇佐市のまちづくりの目標や長期的な市行政の基本的な方向を定めるものとして、「第2次宇佐市総合計画」(平成27年)がある。令和6年度までの基本構想に基づき、5年毎に基本計画を更新することで実行性の確保を図っている。計画の中で「定住満足度日本一、交流満足度日本一のまち」を基本理念として掲げており、次の3つを基本戦略として設定している。

基本戦略1：地理的優位性の活用

基本戦略2：歴史文化、人物、農林水産等地域の潜在力の活用

基本戦略3：周辺部を含む地域の均衡ある発展

上記基本戦略2に基づく主要施策の一つとして、「国指定史跡宇佐神宮境内や宇佐海軍航空隊跡、石橋、鑿絵等各種文化財の中で、朽損等により保全の緊急性が高い文化財については、計画的に保存修理を行います」と記されている。

《第二次宇佐市総合計画の構成と期間》



(2) 宇佐市まち・ひと・しごと創生総合戦略(計画期間：令和2年度～令和6年度)

少子高齢化や人口減少といった大きな課題に対して地方創生を進めるための基本戦略であり、4つの基本目標を設定している。そのうちの、「Ⅱ. 新しいひとの流れをつくる」という項目の具体的施策に「まちなみみや酒蔵等の観光資源の活用、国宝や世界農業遺産等歴史文化財を活用した広域観光ルートの設定」が明記されている。

(3) 宇佐市教育振興基本計画(計画期間：平成27年度～令和6年度)

宇佐市が目指す教育を実現するための基本的方針を示した計画であり、重点施策の一つとして「史跡宇佐神宮境内の整備と活用」が記されている。

(4) 宇佐市地域防災計画

宇佐市における防災活動体制の整備確立や、郷土の保全と市民の生命、身体及び財産を災害から保護する目的で、「地震・津波対策編」(平成27年3月策定)と「風水害等その他の災害対策編」(平成28年3月策定)がある。災害予防のために「文化財構造物及び公開・収蔵施設の耐震性確保」や「文化財防火施設の設置促進」、災害発生時の応急対策を迅速かつ円滑に実施するための事前措置として、「文化財の所有者または管理者に対する防災体制の確立指導並びに文化財の耐震調査の指導」等が必要としている。また、災害発生後の応急対策では、「被災した文化財は、文化財的価値を最大限に維持するよう所有者又は管理者が措置する」とした上で、市の役割として「文化財の被害状況の調査」を設定している。なお、地域防災計画に記された災害発生時の被災状況の調査、連絡体制は以下のとおり。

所有者又は管理者 ← → 市教育委員会 ← → 県文教対策部文化班 ← → 文化庁

(5) 宇佐市都市計画マスター プラン

都市計画法に基づく宇佐市の都市計画に関する基本的な方針として「都市計画マスター プラン」が平成22年に策定された。史跡の範囲自体は都市計画用途区域外ではあるが、周辺地域は宇佐神宮を核とする「宇佐交流拠点」として位置づけられている。

(6) 宇佐市景観計画

上記マスター プランに基づき、市内の自然景観や歴史的な景観を地域資源として活用するための「宇佐市景観計画」が平成25年に策定された。計画の中では宇佐神宮周辺市街地地区では「宇佐市の歴史・文化を象徴する地区として、伝統的建築意匠を守り、育て、神宮と一体的な街並み景観の形成」を図るとされている。

計画区域内では「街なみ形成ゾーン」と「街なみ調和ゾーン」が区分されており、建造物や工作物の配置・高さ・形態・色彩等、景観に影響を与える行為について規制が設けられた。

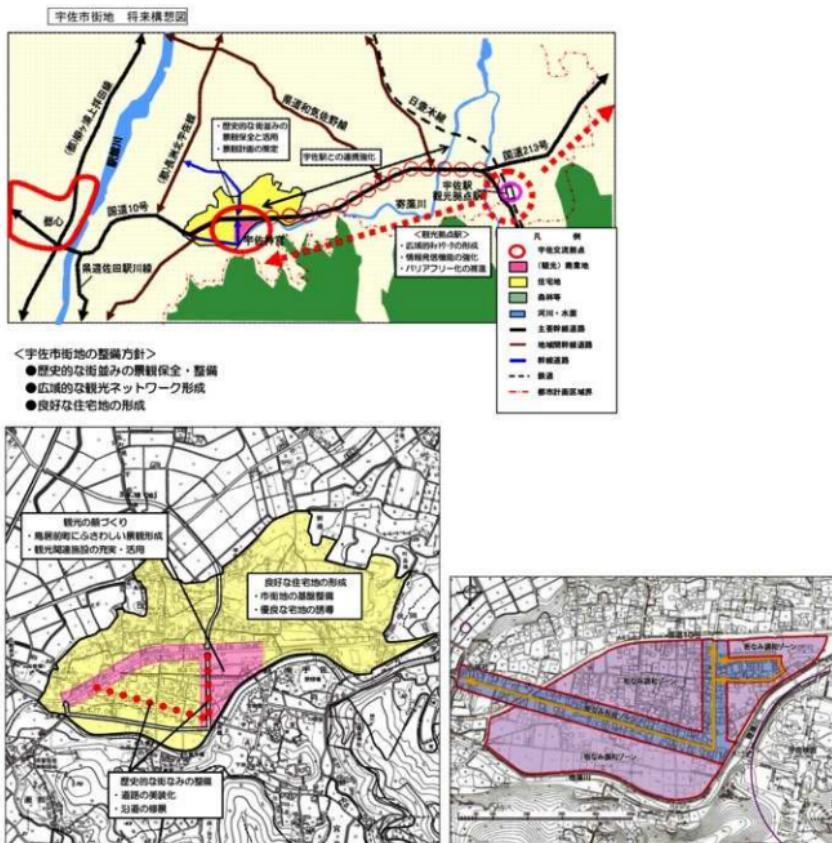


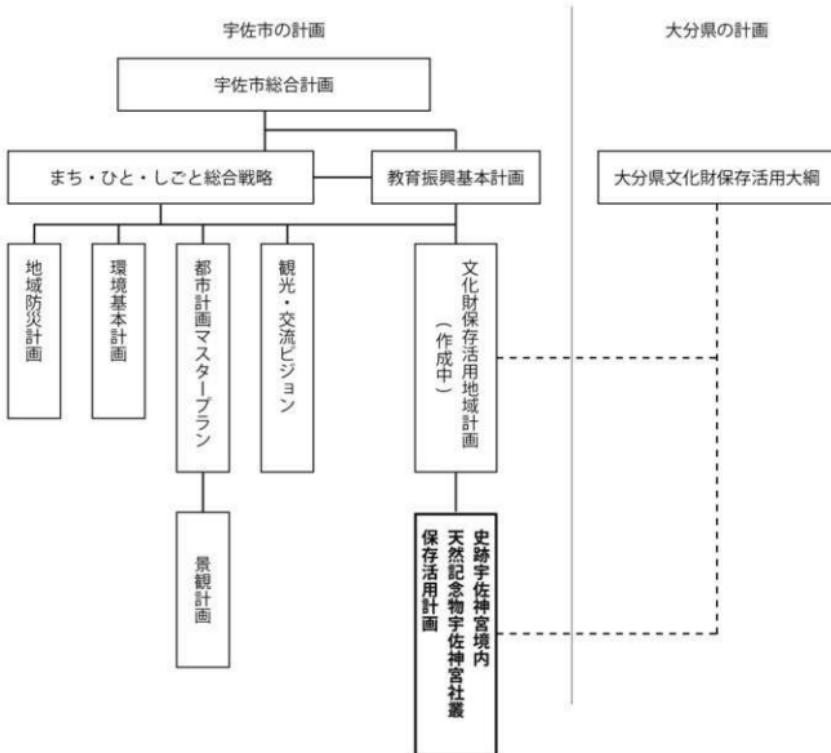
図1-5-1 宇佐市都市計画マスター プランと宇佐市景観計画における計画区域
(上段・左下: 宇佐市都市計画マスター プラン、右下: 宇佐市景観計画)

(7) 宇佐市環境基本計画

宇佐市民が生活のあらゆる場面において環境に配慮した取り組みを進めていくための指針として設定されたもので、「自然環境」「生活環境」「地球環境」「環境活動」「環境を活用した地域の活性化」という5つに環境を分類してそれぞれの施策を示した。「自然環境」に関する基本施策の中に「多様な生物と豊かな“生態系”的保全」としてオオサンショウウオや宇佐神宮社叢等の「生態系のバランスを崩すことのないよう次世代へ継承していくことが私たちの責務である」と明記されている。

(8) 第3次宇佐市観光・交流ビジョン（計画期間：令和2年度～令和6年度）

宇佐市における観光振興の方向性を明確にし、計画的な事業展開による地域資源を生かした交流人口や地域経済の活性化を目的とした計画であり、5つの基本方針を定めている。「基本方針1 資源の活用と磨きの強化」で基本戦略の一つである「歴史・文化・自然」では、「宇佐の代表的観光地である『宇佐神宮』をはじめ、東・西本願寺別院、鎧絵、石橋等多數ある歴史・文化遺産や東椎屋の滝、岳切渓谷等の観光資源を活かした周遊ルートの策定や体験プログラムの開発を行います」とあり、宇佐神宮は観光戦略の中心の一つとなっている。



(9) 宇佐市文化財保存活用地域計画(作成中)

指定・未指定を問わず、市内に所在する文化財、歴史や文化に関するコンテキストを一体となって保存、活用するための指針となる計画書。令和5年からの実施を目指して、現在作成中。

(10) 大分県文化財保存活用大綱

過疎化や少子高齢化等による人口減少が進み文化財を取り巻く社会情勢が大きく変化する昨今の状況を受けて、大分県内の文化財について、「調査や探求活動を通してその価値を発見し、さまざまな地域資源として活用することで地域を豊かにし、その価値を共有することを通して保護体制の構築を図り、持続可能な地域社会の構築に寄与する」目的で策定された。「地域とともに活かして守る 大分の文化財」という将来像を掲げ、文化財を「知る」「活かす」「守る」というサイクルを構築し、持続可能な文化財の継承が図られる社会を目指すとした。

大綱の中で整理された、大分県を特徴づける関連文化財群の一つとして「八幡神の信仰と六郷山」があり、「宇佐神宮・弥勒寺は六郷山の歴史と文化を支える支柱であった」と位置づけられている。

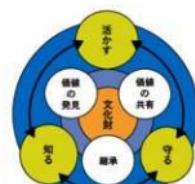


図 1-5-2 文化財保護体制のサイクル
(『大分県文化財保存活用大綱』)

第6節 計画の実施

史跡宇佐神宮境内及び天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画の施行期間は、令和4年4月1日から令和13年3月31日までの10年間とするが、必要に応じて適宜見直しを図る。

表 1-5-1 関連計画一覧

計画名	制定主体	根拠法令等
史跡宇佐神宮境内・天然記念物宇佐神宮社叢保存活用計画	宇佐市教育委員会	文化財保護法
宇佐市総合計画	宇佐市	地方自治法
宇佐市まち・ひと・しごと総合戦略	宇佐市	まち・ひと・しごと創生法
宇佐市教育振興基本計画	宇佐市教育委員会	教育基本法
宇佐市地域防災計画	宇佐市	災害対策基本法
宇佐市環境基本計画	宇佐市	環境基本法
宇佐市都市計画マスタートーリン	宇佐市	都市計画法
宇佐市景観計画	宇佐市	景観法
宇佐市観光・交流ビジョン	宇佐市	—
文化財保存活用地域計画(作成中)	宇佐市教育委員会	文化財保護法
大分県文化財保存活用大綱	大分県教育委員会	文化財保護法